

よしか介護医療院運営規程

（事業の目的）

第1条 吉賀町が開設する介護医療院（以下「施設」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従事者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護医療院サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 施設の従事者は、長期にわたり療養が必要である者に対し、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う。

2 施設の従事者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努める。

3 介護医療院サービス等の実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（施設の名称等）

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

（1）名称 よしか介護医療院

（2）所在地 島根県鹿足郡吉賀町六日市368番地4

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（1）管理者…1名（常勤兼務、医師と兼務）

管理者は、施設の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2）従事者

医師…常勤換算で0.5人以上（常勤兼務、管理者含む）

薬剤師…常勤換算で0.1人以上（常勤兼務）

看護職員…常勤換算で8.8人以上（常勤専従、非常勤専従）

介護職員…常勤換算で8.8人以上（常勤専従、非常勤専従）

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士…3人以上（常勤兼務）

管理栄養士…1人以上（常勤兼務）

介護支援専門員…1人以上（常勤専従）

従事者は、介護医療院サービスの提供に当たる。

(入所者定員)

第5条 入所定員は53名とする。(多床室 17室、従来型個室 2室)

(介護施設サービスの内容及び利用料等)

第6条 介護医療院サービスの内容は次のとおりとし、介護医療院サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、介護医療院サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各入所者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(1) 療養上の管理

(2) 看護

(3) 医学的管理の下における介護

(4) 機能訓練及びその他必要な医療

(5) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話

2 その他の費用

施設は前項の支払を受ける額のほか、別表「料金表」に掲げる費用の額の支払を入所者から受ける事ができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

3 施設は、前項に記載された費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得ることとする。なお、やむをえない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め入所者又はその家族に対し説明を行い、入所者の同意を得ることとする。

4 施設は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第7条 従事者は、入所者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に入所者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

(1) 別に定める入所者の守るべき事項を守り、他の迷惑にならないよう利用する。

(2) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。

(3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(非常災害対策)

第8条 施設は、防火管理について責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待の防止)

第9条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従事者に周知徹底を図ること。
- (2) 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 施設において、介護職員その他の従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての留意事項)

第10条 従事者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従事者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年3月1日から施行する。

この規程は、令和6年8月1日から一部改訂する。

この規程は、令和7年8月1日から一部改訂する。

別表

料 金 表

種類	内容	利用者負担額
居住費：多床室 (光熱水費)	光熱水費相当をいただきます。 基準費用額 1日 697円	介護保険負担限度額認定を受けている方 第1段階：0円 第2段階：430円×日数 第3段階①：430円×日数 第3段階②：430円×日数 第4段階：697円×日数
よしか介護医療院 食費 (食材費、調理費)	食材料費及び調理費相当をいただきます。 1日 1,850円 (経管栄養の場合、1,445円) 食事時間 朝食 8時～ 昼食 12時～ 夕食 18時～	介護保険負担限度額認定を受けている方 第1段階：300円×日数 第2段階：390円×日数 第3段階①：650円×日数 第3段階②：1,360円×日数 第4段階：1,850円×日数 (経管栄養の方：1,445円×日数)
健康診断	年に一度、健康診断を行います。	実費負担
理髪	久保理髪店の出張による理髪サービスを利用いただけます。	別紙料金表参照
日常生活品の購入 代行	利用者及びご家族が自ら購入が困難である場合は、施設内の売店で購入の代行を行います。	実費負担
私物修理費	個人の車椅子等の修理を行います。	実費負担
テレビ	テレビをご視聴していただけます。	1日 220円
その他	※日常生活に必要な物品（オムツを除きます）につきましては、ご入所の方の金額負担となっていますのでご了承ください。 ※なお、日常生活に必要な物品（オムツを除きます）につきましては、別紙入所時に必要な物品一覧表をご確認のうえ準備していただきます。 ※当施設の医師で対応できる日常的な医療・看護につきましては介護保険給付サービスに含まれておりますが、手術等急性期治療のための医療、歯科、精神病院での医療につきましては、医療保険適用により、別途自己負担をしていただくことになります。	